

## 第7回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成30年12月20日（木）

議員勉強会終了後

場所：601 特別委員会室

### 1 有識者からの意見聴取

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科

かぎ 鍵 や 屋 はじめ 一 教授

### 2 有識者意見を踏まえた委員間討議

### 3 その他

#### 【資料】

資料1 検討会に招致の有識者

資料2 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）

資料3 緊急事態発生時の議員心得（案）

資料4 三重県議会大規模地震対応マニュアル



## 検討会に招致の有識者

名 前：鍵屋 一（かぎや はじめ）

所属・職位：跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授

専門分野：防災、危機管理、自治体行政

### 【講師紹介】

秋田県生まれ。早稲田大学法学部卒業。京都大学博士（情報学）。板橋区にて、防災課長、福祉部長、危機管理担当部長、議会事務局長等を経て2015年3月に退職。同年4月から現職。

地域防災全般、特に自治体の防災対策全般、災害時要援護者支援、福祉施設の事業継続計画等の研究に従事するとともに、内閣府「災害時要援護者の避難検討会委員」、内閣官房地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事、NPO 法人東京いのちのポータルサイト副理事長等、多くの防災関連の委員を兼任され、社会活動や講演活動を通して、積極的に防災・危機管理の情報を発信されている。



## 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）

## 1 目的

○本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生のリスクが高い地域と考えられる。

○今般、三重県議会基本条例第7条の2として、「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

## 2 対象とする災害等

○対象とする大規模な災害等緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生した時

【津波】津波警報が県内に発表された時

【風水害】大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある時

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等

（大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等）

## 3 議会の役割・機能

○県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努める。

○対象とする災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要請活動を行う。

○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。



(指揮者不在時)

- 副議長
- 議会運営委員長
- 第一会派の代表
- 第二会派の代表

(所掌事務等)

- 議員が収集した災害に関する情報を災害対策本部へ提供
- 災害対策本部の情報を議員へ提供
- 県や国、関係機関への要望活動の調整
- 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

## 6 事務局の災害組織

○ 事務局の体制

総 括：局長、次長（事務局の総括）

総 務 班：総務課職員（正副議長への連絡、職員への連絡、災害対策本部からの情報収集、防災物品の準備、代表者会議の準備、災害対策会議（仮称）の準備）

議員対応班：議事課職員（開催中の本会議・委員会等の対応、議員への連絡、議員からの情報収集・整理）

安全確保班：企画法務課職員（傍聴者・来庁者への対応、議事堂内の安全点検、応急措置、避難住民への対応）

時間外・休日：指定職員（各課1名）（上記の業務のうち、優先度の高い業務）

○ 災害対策本部への派遣

災害レベル2以上で災害対策統括部から要請ある場合、又は議会事務局長が必要と認める場合は、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、総括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。

## 7 情報共有

○ 正副議長

・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。

・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部やほかの議員に伝達する。

・代表者会議及び災害対策会議（仮称）の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

#### ○ その他の議員

- ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。
- ・地域機関や各市町の災害対策本部で情報収集を行う場合は、職員等の災害対策活動を優先させたいうで収集活動を行う。
- ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」等により、事務局に連絡する（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする）。
- ・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

#### 8 災害対策本部⇒議員

- 「安否報告書」で報告のあった連絡可能な方法（メール、FAX、電話等）により、議長の下、事務局から情報伝達する。

#### 9 議員⇒災害対策本部

- 「情報伝達票」により、事務局へ連絡し、緊急を要する場合を除き、議長を経由して執行部へ情報伝達する。

#### 10 運用、見直し

- 県の防災計画等との整合を常に図ることとする。  
また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。
- 防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針の見直しを図る。

## 緊急事態発生時の議員心得（案）

### 落ち着いて安全の確保を！人命第一！

#### 1 連絡体制を万全に

参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

#### 2 地域での支援活動を

参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

#### 3 情報の収集と地域への提供を

地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。県議会の窓口から把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

#### 4 個別の要請は避け、地域の情報は議会に

執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要請等を行うことについては慎む。

#### 5 地域と議会との橋渡し役に

被害を受けた地域の選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会との調整及び市町の支援に努める。

#### 6 議会活動の優先を

議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。



# 大規模地震対応マニュアル

平成27年12月

三重県議会

# 目 次

大規模地震に対する申し合わせ	1
大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表	2
1 基本的な対応	
(1) 初動期における議員の役割	3
(2) 安否の報告方法	4
(3) 情報共有、情報伝達	5
2 状況別対応マニュアル	
(1) 本会議等開催中	6
・東海地震「調査情報」発表	
・同 「注意情報」発表	
・同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	10
・東海地震「調査情報」発表	
・同 「注意情報」発表	
・同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
資料・様式	
大規模災害に対する議会の対応事例	12
安否報告書（様式1）	14
情報伝達票（様式2）	15

## 「大規模地震対応マニュアル」について

三重県議会では、東海地震に関する事前の情報（調査情報、注意情報、予知情報）及び東海地震等の大規模地震の発災時に適切に対応できるよう、平成16年10月13日の代表者会議で「大規模地震に関する申し合わせ」を定めた。

その後、「いつ発生してもおかしくない」と言われる東海地震はもとより、30年以内に発生する確率が高いとして切迫度を増している東南海・南海地震、さらにはこれらが同時発生することにより甚大な被害が想定される3連動地震など、大規模地震に対する関心と懸念が高まる中で、県当局においても「三重県地域防災計画」を始めとするさまざまな防災対策の見直しや整備が進められている。

また、さきの東日本大震災で被災した各県議会の対応実例は、今後の大規模地震に対する議会の備えや役割を考えるうえで貴重な教訓となっており、議会運営委員会が宮城・岩手両県議会に現地調査に出向くなどして、参考とすべき数多くの資料を収集した。

三重県議会では、これらの知見に基づき、平成24年3月16日の代表者会議で申し合わせの改正を行うとともに、同申し合わせに基づく「大規模地震対応マニュアル」（本マニュアル）を議長において定めた。

その後、県当局において、津波警報等にも対応できるよう「三重県地域防災計画」が改正されたことから、平成27年12月18日の代表者会議で申し合わせの改正を行い、同時に本マニュアルの改正も議長において行った。

議員各位には、常に本マニュアル又は本マニュアルの携帯版を携行いただき、万一の際には、議会として迅速、的確に対応できるようにしていただきたい。そのために、本マニュアルに基づく防災訓練を年1回程度実施することとする。

なお、本マニュアルは、台風等の風水害による大規模災害発生時にも準用するものとする。

平成27年12月

## 【ポイント】

- (1) 大規模地震（津波）発生後 5 日目までの初動期の対応に重点を置いて、正副議長及びその他の議員の役割と取るべき行動を記載している。
- (2) 多くの議員が登庁している「本会議等開催中」と、地域での活動が中心となっている「休会・閉会中」に区分して整理し、「本会議等開催中」はさらに「本会議」、「委員会等」などに区分して記載している。
- (3) 安否報告や情報伝達について具体的な方法を記載している。
- (4) 議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達は、緊急時を除いて正副議長を経由することとなっている。
- (5) 災害発生の日から起算して5日目の午後1時に代表者会議を開催（自動招集）し、その後の議会の対応を協議、決定することとなっている。
- (6) 本マニュアルは、議員の行動に主眼を置いて整備されており、別に定める事務局職員のマニュアルと合わせて、「議会マニュアル」として活用することとなっている。

# 大規模地震に関する申し合わせ

平成16年10月13日 代表者会議了承  
 平成19年 9月11日 代表者会議一部改正  
 平成24年 3月16日 代表者会議一部改正  
 平成27年12月18日 代表者会議一部改正

議員は、下表の区分により、この申し合わせ及び議長が別に定めるマニュアルにしたがって行動する。三重県沿岸に津波警報が発令された場合は、震度5弱、三重県沿岸に大津波警報が発令された場合は、震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。(※)

		本会議等開催中	休会・閉会中
大規模地震発生前	「東海地震注意情報」又は「東海地震予知情報」(警戒宣言)が発表されたとき	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。
大規模地震発生後	県内において震度5弱の地震が発生したとき(※)	(本会議) 議長は暫時休憩し、議会運営委員会に諮り、延会又は継続を決定する。 (委員会等) 委員長等は、閉会又は議事の継続を決定する。 (延会した場合の議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合には登庁し、議会の対応を総括する。 震度5弱の市町を選挙区に含む議員及び震度や選挙区に関わらず被害のある議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
大規模地震発生後	県内において震度5強以上の地震が発生したとき(※)	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。 すべての議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
大規模地震発生後	県内において震度5弱以上の地震発生後(※)	地震発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議する。(自動招集) 議長は、代表者会議を開催する必要がある場合は、その旨、関係者に通知するものとする。 他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として地域において被災状況の把握等、災害対策活動にあたる。	

議会事務局は、東海地震に関する注意情報又は予知情報及び地震発生時の被害状況、救援・救護体制、緊急対策等の情報を防災情報システム等から入手し、原則としてFAXにより全議員へ提供する。



大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表

	配備基準	体制	設置される機関	参集人員	議事事務局	マニュアルの適用
地 震	東海地震調査情報	準備	—	配備要員	指定職員 (各課1名)	○
	東海地震注意情報	警戒	—	全職員	全職員	○
	東海地震予知情報(警戒宣言発令)	非常	地震災害警戒本部	全職員	全職員	○
	県内に震度4 津波注意報 隣接府県に震度5強以上	準備	—	配備要員	—	—
	県内に震度5弱 (三重県沿岸に津波警報)	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○
	県内に震度5強以上 (三重県沿岸に大津波警報)	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○
風 水 害	波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報	準備	—	配備要員	—	—
	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮警報、風水害にかかる特別警報	警戒	災害対策本部	配備要員	—	—
	県内全域にわたって風水害等が発生又は予想されるるときで知事が必要と認めるとき(甚大な被害)	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○ (準用)



# 1 基本的な対応



## (1) 初動期における議員の役割

大規模地震（津波）発生後の初動期（発災直後～5日目）における議員の役割と対応は、次のとおりとする。

### 【正副議長】

- ① 議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。  
交通の途絶又は規制により、公共交通機関や自家用車での登庁が困難と考えられる場合は、公用車（緊急通行車両の届出済）により登庁する。
- ② 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
- ③ 情報の収集、伝達にあたる。  
執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。
- ④ 代表者会議の開催に向けて、最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

### 【その他の議員】

- ① 速やかに「安否報告書」（様式1）等により事務局に安否を報告する。
- ② 議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。（同一又は隣接選挙区の議員とも連携する）
- ③ 議員間で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、緊急を要する場合を除き、「情報伝達票」（様式2）により議長に連絡する。（事務局へFAX等）
- ④ 常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

### 【代表者会議】

地震（津波）発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。

## (2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）」又は「選挙区内の市町に震度5弱（津波警報）」の地震（津波）が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度等や選挙区にかかわらず報告する。

### ① FAX

- ・「安否報告書」（様式1）を記入し、[議会事務局 059-229-1931](mailto:gikaig@pref.mie.jp) へ送信する。
- ・事務局からも各議員に「安否報告書」を一斉送信するが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

### ② 電話

- ・安否等を[議会事務局 059-224-2874](tel:059-224-2874) へ報告する。
- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話（災害時に優先的につながる）を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

### ③ メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等を[議会事務局 gikaig@pref.mie.jp](mailto:gikaig@pref.mie.jp) 又は [議事課公用携帯 gizikal@docomo.ne.jp](mailto:gizikal@docomo.ne.jp) へ送信する。

### ④ 災害用伝言ダイヤル（大規模災害発生時にNTTが開設）

#### 【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を報告（録音）する。
- ・登録する電話番号は、[議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号](tel:059-224-2869)とする。

#### 【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認（再生）する。
- ・確認する電話番号は、[議会事務局 059-224-2869](tel:059-224-2869)とする。

※ 登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。

### (3) 情報共有、情報伝達

大規模地震（津波）発生時における議員間及び議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達については、情報の重複や混乱を避けて迅速な情報共有を図るとともに、執行部（災害対策本部）の災害対策活動にも配慮するため、次のとおり取り扱うこととする。

#### 【防災みえ.jp】

執行部（災害対策本部）が市町等の防災関係機関から収集した被害情報、気象庁等による気象情報など

- ① 各議員が三重県ホームページの「防災みえ.jp」にアクセスする。  
<http://www.bosaimie.jp/index.action>
- ② 事務局が同様の情報を「防災情報システム」等から入手し、必要に応じて全議員にFAXで送信する。

#### 【執行部（災害対策本部）からの情報】

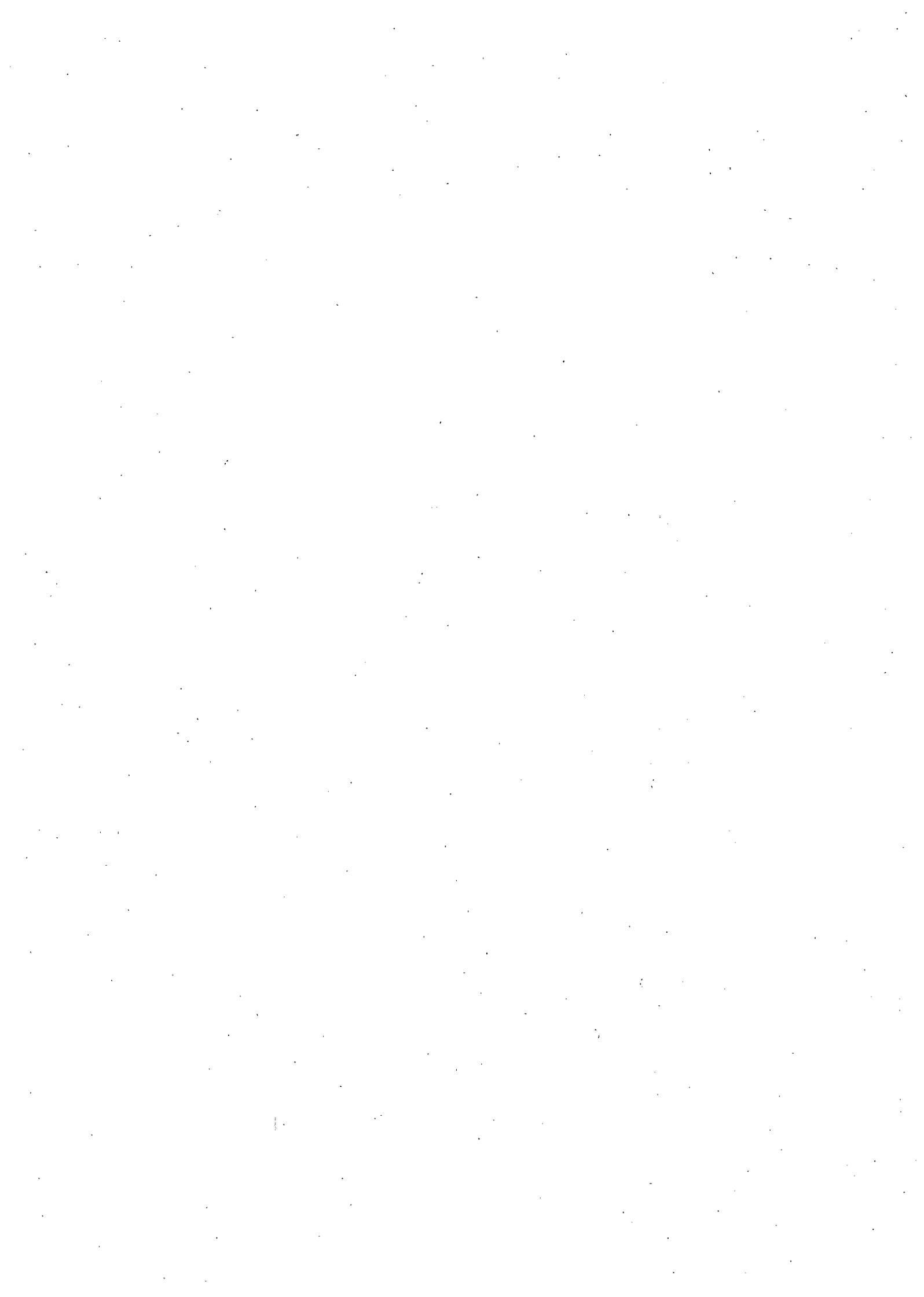
- ① 執行部（災害対策本部）から議員に対して情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、事務局から全議員にFAXで送信する。
- ② 事務局が執行部（災害対策本部）から入手した情報については、正副議長で確認のうえ、必要に応じて全議員にFAXで送信する。

#### 【議員からの情報】

- ① 各地域において災害対策活動にあたっている議員から「情報伝達票」（様式2）等により情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、必要に応じて議員、執行部（災害対策本部）、その他関係機関へ伝達する。
- ② 情報に対する回答や対応があった場合は、正副議長を經由して議員に伝達する。

※ FAX等で連絡できない場合は、災害伝言ダイヤルを利用する場合があるので、議員は、1日1回以上確認する。（「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、

議会事務局 059-224-2869の内容を確認する。）



## 2 状況別対応マニュアル



## (1) 本会議等開催中

段 階	事 項	行 動 内 容
東海地震 「調査情報」 発表	<p>【情報伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、事務局長から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席議員に伝える。原則として議事は続行する。</li> <li>・委員長等は、書記から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席委員等に伝える。原則として議事は続行する。</li> <li>・「調査情報」発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。</li> </ul>
「注意情報」 発表	<p>【情報伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>【延会後の対応】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、事務局長から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。</li> <li>・委員長等は、書記から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。</li> <li>・「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。</li> <li>・その他の議員は、できる限り速やかに退庁し、自宅等で待機する。</li> <li>・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。</li> </ul>

段 階	事 項	行 動 内 容
<p>「予知情報」 発表(警戒宣 言発令)</p>	<p>【情報の伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>【延会後の対応】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、事務局長から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。</li> <li>・委員長等は、書記から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。</li> <li>・「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。</li> <li>・その他の議員は、できる限り速やかに退庁する。</li> <li>・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。</li> </ul>
<p>大規模地震 発生後</p> <p>(三重県沿 岸に津波警 報又は大津 波警報が発 令された後)</p>	<p>【会議開催中の対応】</p> <p>①本会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、事務局長から報告される。)</li> <li>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》</li> <li>・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、ただちに延会を宣告する。</li> <li>《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》</li> <li>・議長は、ただちに議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。)</li> <li>・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、延会又は議事の継続を宣告する。</li> </ul>

段 階	事 項	行 動 内 容
3時間以内	<p>②委員会等</p> <p>【安否確認、情報伝達】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<p>・委員長等は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、書記から報告される。)</p> <p>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》</p> <p>・委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、ただちに閉会を宣告する。</p> <p>《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》</p> <p>・委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。)</p> <p>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)又は震度5弱(三重県沿岸に津波警報)で延会となった場合》</p> <p>・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。</p> <p>・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。</p> <p>・その他の議員は、事務局による安否確認及び情報伝達を受けた後、できる限り速やかに退庁する。 帰宅後は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否(家族、家屋等)を報告する。</p> <p>・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。</p> <p>・速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p>

段 階	事 項	行 動 内 容
5日以内	<p>【災害対策活動】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。</li> <li>・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。</li> <li>・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。</li>   <li>・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。</li> <li>・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により事務局に連絡する。(緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。)</li> <li>・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。</li> </ul>
5日目 午後1時	【代表者会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震(津波)発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議、決定する。(自動召集)</li> <li>・議長が開催する必要があると認める場合、又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。</li> </ul> <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。</p>

## (2) 休会・閉会中

段 階	事 項	行 動 内 容
東海地震 「調査情報」 発表	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②すべての議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調査情報」の発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・議員は、最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。</li> </ul>
「注意情報」 発表	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。</li> <li>・その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。</li> </ul>
「予知情報」 発表(警戒宣 言発令)	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。</li> <li>・正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。</li> <li>・その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。</li> </ul>
大規模地震 発生後  (三重県沿 岸に津波警 報又は大津 波警報が発 令された後)  3時間以内	【安否報告、情報伝達】 ①正副議長  ②その他の議員	<p>《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。</li> <li>・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。</li> </ul> <p>・震度5弱(津波警報)の市町を選挙区に含む議員及び震度等や選挙区に関わらず被害のある議員は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p>

段 階	事 項	行 動 内 容
5日以内	<p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>【災害対策活動】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p>	<p>《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長は、速やかに登庁し、議会の対応を総括する。</li> <li>・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。</li> </ul> <p>・すべての議員は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。</li> <li>・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。</li> <li>・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。</li> <li>・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により事務局に連絡する。（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。）</li> <li>・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。</li> </ul>
5日目 午後1時	【代表者会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震（津波）発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議、決定する。（自動招集）</li> <li>・議長が開催する必要がないと認める場合又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。</li> </ul> <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。</p>

## 資料・様式



## 大規模災害に対する議会の対応事例

### 【兵庫県議会】

- H7. 1. 17 阪神・淡路大震災  
1. 18 各会派代表者会議  
・被災状況の把握  
・災害対策特別委員会の設置決定  
・各会派から知事への申し入れ  
1. 25 全常任委員会  
1. 29 臨時会

### 【愛知県議会】

- H12. 9. 11 東海豪雨  
9. 14 議会運営委員会  
・被災状況の把握（執行部から）  
9. 22 団長会議  
9. 19 本会議（9月定例会開会日）  
・復興への決意表明  
9. 27 本会議  
・災害関連議案の可決  
9. 28 県議会災害調査団の派遣  
・3班体制、38名
- H20. 8. 26 平成20年8月末豪雨  
9. 9 団長会議  
・被災状況の聴き取り  
9. 12 議会運営委員会  
・被災状況の聴き取り  
9. 17 建設委員会による現地調査  
9. 18 本会議（定例会開会日）  
・復興への決意表明  
10. 10 本会議（閉会日）  
・災害関連予算の可決  
・意見書案の可決

## 【宮城県議会】

- H23. 3. 11 東日本大震災  
    〃 本会議（発災20分後に議場外で開催）  
        ・「会議を開催できる時まで」会期延長
3. 15 本会議（閉会日）  
        ・大震災対策調査特別委員会の設置  
        ・決議案の可決
3. 17 知事に対する緊急要望  
    〃 国に対する緊急要請（3県議会議長合同）
3. 25 教育委員会に対する人事異動凍結の申し入れ
3. 29 特別委員会  
        ・被災状況、対策の聴き取り
4. 1 政府調査団の派遣要請
4. 11 特別委員会  
        ・復興基本方針の調査
4. 14～ 特別委員会による現地調査  
        ・5日間、延べ112名

## 【三重県議会】

- H16. 9. 29 台風21号と秋雨前線による豪雨  
    10. 6 防災生活振興常任委員会による現地調査  
    10. 14 全員協議会  
        ・被災者への緊急支援策
10. 19 県土整備企業常任委員会による現地調査
11. 1 臨時会  
        ・災害対策予算の可決
- H23. 9. 2 台風12号  
    9. 7 県土整備企業常任委員会による現地調査（1泊2日）  
    9. 12 知事への申し入れ  
    9. 14 全員協議会  
    9. 27 本会議  
        ・意見書案の可決
10. 24 本会議（休会予定日に開催）  
        ・災害関連予算の可決

## 安否報告書

議員名	<p style="text-align: center;">_____ 議員</p> <p>(本人以外が記入の場合 お名前： _____ 続柄 _____ )</p>
安否	<input type="checkbox"/> 無事 <input type="checkbox"/> 被害あり (人的、物的被害について具体的に記入)
現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅又は事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地、名称等を具体的に記入)
連絡方法 (可能なものすべてにチェック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAX <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自宅又は事務所    <input type="checkbox"/> その他 (番号: _____ )</li> </ul> </li> <li>・ 電話 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自宅又は事務所    <input type="checkbox"/> その他 (番号: _____ )</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話 (番号: _____ )</li> </ul> </li> <li>・ メール <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> パソコン (アドレス: _____ )</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話 (アドレス: _____ )</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル  (登録電話番号: _____ )</li> <li><input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入)</li> </ul>
特記事項	

三重県議会議長 様

## 情報伝達票

発信者	議員	区分	<input type="checkbox"/> 要請・要望 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供
発信日時	月 日 時 分		
発信元	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 (名称、電話番号等を記入)		
内容	【いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのように】		

(事務局 記入欄)

受信日時	月 日 時 分	伝達日時	月 日 時 分
伝達先	<input type="checkbox"/> 正副議長 <input type="checkbox"/> 全議員 <input type="checkbox"/> 執行部 (災害対策本部) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
処理結果等			